

長年ご勤務された組合員様専用ローンです！

住宅関連資金 退職金の範囲内でご利用可能です！



勤続1年以上の方
融資枠が現状の退職金に
300万円
上乗せできます！！

いんぐわ 住宅ローン

割賦返済・一括返済からご選択可能です

ご利用条件

融資限度額	当組合が算出する退職金（仮定退職金）及び加算仮定退職金の範囲内
金利	固定金利 年2.50%
返済期間	最長35年（420回） 又は定年退職時一括返済
連帯保証人	200万円までは不要 ただし、当組合無担保融資の合計金額が201万円以上の場合は連帯保証人が必要です。
利用可能な方 その他	満50歳以上の組合員 ♣ 団体信用生命保険の加入申請が可能です。 ただし、一括返済を選択した場合は、保険加入対象外になります。 ♣ 一括返済は、最終返済日が当初借入日より6ヶ月以上期間がある場合 6ヶ月ごとに利息清算が必要になります。

必要書類等

- ・直近の給与明細（写）
- ・前年の源泉徴収票（写）
- ・東京都職員共済組合の償還表（ご利用ある方のみ）
- ・当組合届出印
- ・売買契約書、工事請負契約書等金額がわかる資料
- ・その他、組合が求める資料

お使い道

- ・住宅の購入、建築、増改築、修繕資金等
- ・マンションの購入資金
- ・住宅ローンの借換え
- ・住宅関連施設の諸費用
- ・3親等以内の資金援助 などなど

詳細はお問い合わせいただくか、裏面の概要説明書をご参照ください。

当組合所定の審査があります。審査結果によっては、お借入できない場合がございます。

東京消防信用組合

<http://www.shoubou.co.jp>

本店（東京消防庁 10階）

電話 03-3212-4014

消電 9-501-8609・8610

立川支店（立川防災館 3階）

電話 042-526-1431

消電 9-501-8650・8651

幡ヶ谷支店（消防学校寮内）

電話 03-3485-1353

消電 9-501-8630・8631

1. 商品名	しんくみ特別住宅ローン（無担保）																												
2. ご利用いただける方	以下の条件を満たす個人の方 ・当組合出資証券を保有する組合員の方 ・満50歳以上の組合員の方																												
3. 資金使途	住宅の購入・建築・増改築・修繕資金、マンション購入資金、住宅用地の購入資金、住宅ローンの借換え資金、車庫・外構工事等住宅関連施設等の諸費用、親・子及び3親等以内の資金援助資金																												
4. お借入金額	1万円以上仮定退職金に加算仮定退職金を加算した範囲内（1万円単位） ただし、仮定退職金に加算仮定退職金を加算した範囲までとします。また、東京都職員共済組合及び当組合無担保のお借入金額の残債を差し引いた金額までといたします。 ＜仮定退職金＞ 勤務年数によりお申込み時点で受取ることができる退職金を当組合の基準で計算した額のことです。 ＜加算仮定退職金＞ 上記、仮定退職金に300万円を上限として加算できる額のことです。																												
5. お借入期間	1年以上35年以内																												
6. お借入金利	・固定金利方式でのお取扱いとなります。 ・お借入金利は、契約日の金利が適用されます。 ＜固定金利＞ 契約期間中は、金利の見直しを実施せず返済額も変わりません。																												
7. お申込に必要な書類等	・直近の給与明細（写） ・前年の源泉徴収票（写） ・当組合届出印 ・工事請負契約書（写）その他見積書等、金額のわかる資料（写） ・その他当組合が必要とする書類 ※東京都職員共済組合償還表（写） ※連帯保証人予定者様の源泉徴収票等収入証明書（写） ※印は、該当者の方のみ必要となります。																												
8. 返済方法	・元利均等返済、または元金均等返済 ＜元利均等返済＞ 元金と利息の合計額を調整し、返済額が返済期間中同額になるようにする返済方法です。 ＜元金均等返済＞ 毎月決まった元金に利息を加えた合計額を毎月返済額にする返済方法です。なお、返済額は毎月変動します。 ＜一括返済＞ 毎月返済は実施せず、定年退職時に退職金にて清算する返済方法です。その際には経過利息を上乗せして清算となります。また、最終返済日が当初借入日を起算日として6ヶ月以上期間がある場合は、6ヶ月ごとに利息清算が必要となります。 ・割賦返済をご希望の場合は「毎月返済」と「ボーナス併用返済」からお選びいただけます。「ボーナス併用返済」は、6ヶ月ごとの毎年1月及び7月の約定返済日になります。 ・約定返済日は、毎月15日とさせていただきます。なお、約定返済日が「土曜日」、「日曜日」、「祝祭日」、「国民の休日」の場合には翌営業日といたします。																												
9. 保証人・保証料等	・ご希望金額200万円までは原則不要です。 なお、ご希望金額201万円以上、または当組合無担保融資残債を加算して201万円以上となる場合には連帯保証人（配偶者・保証能力のある親族または組合員）を1名立てていただきます。 ・保証契約を利用される場合は、別途保証料・事務手数料・団体信用生命保険料が発生します。																												
10. 手数料	一部繰上返済手数料、一括返済手数料、各種変更手数料、事務手数料等は、現在かかりません。																												
11. 担保	不要です。																												
12. 団体信用生命保険	・金額の如何に係らず加入申請が可能となります。その加入申請に基づき、保険会社による加入審査が実施されます。なお、加入可能となった場合の保険料は、当組合で負担いたします。 ・審査後加入謝絶となった場合であっても融資実行は可能です。その際は、団体信用生命保険での保障は対象外になります。 ・一括返済をご希望の場合は、加入申請対象外です。																												
13. 繰上返済等	繰上返済を実施する場合には、「繰上返済等依頼書（兼口座振替依頼書）」の提出が必要となります。																												
14. 苦情処理措置及び紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談、苦情、お問い合わせは、お取引先店舗または下記の窓口をご利用ください。 【東京消防信用組合 総務部総務課】 住 所：東京都千代田区大手町1-3-5（東京消防庁内） 電 話：03-3212-4050 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日及び金融機関の休日を除く） なお、苦情手続きについては、別途リーフレットをお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 また、苦情等のお申出は当組合のほか下記の機関でも受付しています。詳細は、当組合総務部総務課へご相談下さい。 <table border="1" data-bbox="343 1512 1508 1691"> <tr> <td>名 称</td> <td>東京地区しんくみ苦情等相談所 （一般社団法人 東京都信用組合協会）</td> <td>しんくみ相談所 （一般社団法人 全国信用組合中央協会）</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）</td> <td>〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>03-3567-6211</td> <td>03-3567-2456</td> </tr> <tr> <td>受付時間</td> <td>月～金（祝日及び金融機関休業日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00</td> <td>月～金（祝日及び信用組合の休業日を除く） 9：00～17：00</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="343 1713 1508 1870"> <tr> <td>名 称</td> <td>東京弁護士会紛争解決センター</td> <td>第一東京弁護士会仲裁センター</td> <td>第二東京弁護士会仲裁センター</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3</td> <td>〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3</td> <td>〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>03-3581-0031</td> <td>03-3595-8588</td> <td>03-3581-2249</td> </tr> <tr> <td>受付時間</td> <td>月～金（除 祝日、年末年始） 9：30～12：00、13：00～15：00</td> <td>月～金（除 祝日、年末年始） 10：00～12：00、13：00～16：00</td> <td>月～金（除 祝日、年末年始） 9：30～12：00、13：00～17：00</td> </tr> </table> 上記センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合総務部総務課または「しんくみ相談所」へお申し出下さい。また、組合員様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。	名 称	東京地区しんくみ苦情等相談所 （一般社団法人 東京都信用組合協会）	しんくみ相談所 （一般社団法人 全国信用組合中央協会）	住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）	電話番号	03-3567-6211	03-3567-2456	受付時間	月～金（祝日及び金融機関休業日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00	月～金（祝日及び信用組合の休業日を除く） 9：00～17：00	名 称	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター	住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249	受付時間	月～金（除 祝日、年末年始） 9：30～12：00、13：00～15：00	月～金（除 祝日、年末年始） 10：00～12：00、13：00～16：00	月～金（除 祝日、年末年始） 9：30～12：00、13：00～17：00
名 称	東京地区しんくみ苦情等相談所 （一般社団法人 東京都信用組合協会）	しんくみ相談所 （一般社団法人 全国信用組合中央協会）																											
住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）																											
電話番号	03-3567-6211	03-3567-2456																											
受付時間	月～金（祝日及び金融機関休業日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00	月～金（祝日及び信用組合の休業日を除く） 9：00～17：00																											
名 称	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター																										
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3																										
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249																										
受付時間	月～金（除 祝日、年末年始） 9：30～12：00、13：00～15：00	月～金（除 祝日、年末年始） 10：00～12：00、13：00～16：00	月～金（除 祝日、年末年始） 9：30～12：00、13：00～17：00																										
14. その他	・お借入金額に応じた印紙税が必要になります。 ・お申込みに関しては、当組合所定の審査が必要になります。審査結果によっては、ご希望にそいかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ・退職時に融資残高がある場合は、原則退職金で全額ご清算していただきます。 ・金利及び返済額については、店頭、お電話または当組合ホームページでご確認ください。 ・概要説明書は、店頭、または当組合ホームページでもご確認いただけます。 ＜東京消防信用組合ホームページ＞ http://www.shoubou.co.jp/																												